## 指定管理者候補者の選定結果について

市民厚生常任委員会 議案第 148号 (南区健康福祉課)

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、南区役所健康福祉課所管の味方児童館について、施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、9月20日より事業者を公募しておりましたが、以下のとおり候補者を選定しました。

施設名	新潟市味方児童館			
所在地	新潟市南区味方679番地			
指定管理者 申請者評価 会議委員	委員渡辺比故一(味方地区コミュニティ協議会)委員鈴木攻(味方地区民生委員協議会)委員山田ひろ子(主任児童委員)委員渡邉崇(味方小学校PTA)委員大井隆(味方小学校長)委員三保惠美子(新潟市南区長)			
	委員   竹内   勝美   (南区健康福祉課長)     団体名   所在地	代表者		
応募事業者	特定非営利活動法人 東京都豊島区池袋三丁目1番2号 ワーカーズコープ 光文社ビル6階	代表理事 藤田 徹		
指定管理者 (候補者)	特定非営利活動法人ワーカーズコープ			
指定期間 (予定)	平成24年4月1日~平成29年3月31日(5年間)			
選定理由	味方児童館の指定管理者選定にあたっては、1団体のみの応募であり、具体的な提案をいただいた。味方児童館指定管理者申請者評価会議において、応募者から提出を受けた事業計画書等について、児童館を運営するうえでの、管理運営の基本方針、職員の配置、勤務体制などの管理運営、行事やプログラムなどの事業運営、災害や事故防止、施設維持などの危機・維持管理や収支計画書等について、選定基準に基づき総合的に評価し、選考を行った。その結果、下記の理由により、上記団体を選定した。これまでの経験を活かした組織づくり・危機管理体制はもとより、地域との積極的交流・連携の中で子育てを支援するという考え方が、実際の指定管理業務の中でも表れている点や、全国展開におけるノウハウを生かした事業運営に更なる利用促進が期待できる点も評価された。なお、上記の委員会で決定された選定基準・評価結果は別表のとおりである。			
スケジュール	・公募要項配布期間 平成23年8月22日~9月   ・公募説明会 平成23年9月 7日   ・質疑受付 平成23年9月 7日~9日   ・質疑締切 平成23年9月14日(質疑ない。   ・申請書類の受付期間 平成23年9月20日~9月   ・指定管理者申請者評価会議 平成23年10月14日   (公開プロントとアリンクロントとアリンのロントとアリンクロントとアリンクロントとアリンクロントとアリンクロントとアリンのロントとアリンクロントとアリンのロントとアリンクロントとアリンのロントとアリンクロントとアリンクロントとアリンクロントとアリンクロントとアリンクロントとアリンのロントとアリンクロントとアリンクロントとアリンクロントとアリンのロントとアルのロントとアリンのロントとアルのロントとアルとのロントとアルのロントとアルのロントとアルのロントとアルのロントとアルのロントとアルのロント	2日		

## 別表 (選定基準・評価結果)

## (数値は, 各委員採点の平均値)

評価項目		配点	候補者
基本方針	・指定管理者に応募した動機	5 点	4. 7点
	・運営にあたる理念及び基本方針	5 点	4. 4点
	・運営の具体的な考え方及び内容	5 点	4. 4点
運営組織	・職員数及び資格要件	5 点	4.6点
	・勤務体制及び考え方	5 点	4. 3点
	・人材確保,育成,研修に対する考え方及び内容	10 点	7. 4点
事業運営・の提案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・児童の発達段階に応じたプログラム等の考え方	10点	8.0点
	・地域との交流,連携事業に対する考え方及び内容	5 点	4. 6点
	・地域の子育て支援事業に対する考え方及び内容	5 点	4. 6点
	・児童館の利用促進に対する考え方及び内容	5 点	3. 7点
	・要望、苦情に対する対応方針及び方法	5 点	3.6点
危機管理 ・ 維持管理	・事故防止等に対する考え方及び対応方法	5 点	4. 1点
	・事故, 災害, 緊急時への対応体制	5 点	4.0点
	・個人情報保護の方針及び方法	5 点	4. 4点
	・施設管理に対する考え方及び内容	5 点	4. 3点
	・ごみ減量やエネルギー削減等環境に対する配慮	5 点	4. 1点
収支計画	・各項目の設定内容	5 点	4.0点
	・経費削減のための工夫	5点	4.0点
승 計		100点	83. 2点